

2022年5月23日

各 位

株式会社 北日本銀行

## 相続手続共通化の取扱金融機関追加について

北日本銀行（頭取 石塚恭路）は、2021年10月1日より、岩手銀行（頭取 田口幸雄）、東北銀行（頭取 村上尚登）と岩手県内3行で相続手続事務の共通化を開始いたしましたが、さらに岩手県内の6つの信用金庫である、盛岡信用金庫（理事長 浅沼晃）、宮古信用金庫（理事長 齋藤浩司）、一関信用金庫（理事長 菅原一由）、北上信用金庫（理事長 木村幸男）、花巻信用金庫（理事長 漆沢俊明）、水沢信用金庫（理事長 及川和男）、を加えることといたしましたので、お知らせします。

当行は、今後ともサービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 共通化の目的

銀行等における相続手続は、煩雑であるうえ、金融機関ごとに提出する書類や書式に違いがあるため、お客さまのご負担が課題となっております。

こうしたご負担を軽減し、利便性を向上するため、岩手県に本店を置く地方銀行3行（北日本・岩手・東北銀行）と、6信用金庫（盛岡、宮古、一関、北上、花巻、水沢信用金庫）の相続手続を共通化します。

#### 2. 共通化の概要

(1) お客さまにご記入いただく書式の共通化

(2) お客さまからお預かりする書類の共通化

(注) 一部の手続については、各行のお取り扱いが相違するものもございます。また、本件は9つの金融機関が共同して相続手続を行うものではありません。

#### 3. 取扱開始日

・2022年6月1日（水）

以 上

[本件に関するお問い合わせ先]

事務システム部(松 村)TEL:070-8848-5201

事務システム部(矢羽々)TEL:070-8848-5188